

平成21年（2009年）1月5日



## 『しるべにすと』について

### （１）『蓄光式誘導標識』の法制化について

平成 15 年（2003 年）2 月 18 日に起こった韓国大邱市（テグ市）の地下鉄火災の大惨事を機に総務省消防庁が国土交通省と共同で「地下鉄道の火災対策検討会」発足させ平成 16 年（2004 年）3 月に『地下鉄道の火災対策検討会報告概要』がまとめられました。その後、平成 16 年 10 月に全国の地下駅の半数以上が集中する東京都で東京都火災予防条例の一部を改正する条例（東京都地下駅舎条例）が都議会で可決され、平成 17 年（2005 年）4 月 1 日に東京都条例が施行されました。この条例により『蓄光式の避難誘導明示物の設置』で示され、日本で初めて法令関係で『蓄光』という言葉が使われました。

平成 18 年（2006 年）4 月 3 日には総務省消防庁告知第 5 号『誘導灯及び誘導標識の一部を改正する件』が施行され、蓄光式避難誘導標識及び高輝度蓄光式避難誘導標識（以下、蓄光標識と称す）が誘導標識として認められるようになりました。

### （２）『蓄光式誘導標識』の現状と必要性

平成 18 年（2006 年）4 月 3 日施行の総務省消防庁告知第 5 号では蓄光標識の設置について義務化されていないことから、地下駅舎をはじめとする地下空間や停電時（通電不可の状態）に暗所となるような公共・商業施設への設置が進んでいない実情があります。

日本では、消防法・建築基準法などによって、避難誘導標識や非常口表示誘導灯などの設置が義務化されていますが、これらの標識は非発光のものが一般的であります。他方、発光式の内照式標識は停電後、バッテリーで連続 20 分発光することが消防法で義務付けられており、それが内照式標識の中では一般的に設置されています。

災害時の地下空間では、内照式標識が設置されていても暗所となる可能性があり、従来の誘導標識では災害時に安全・確実な避難誘導を行えないという懸念があります。

誘導標識として認められた蓄光標識（消防設備認定製品）であれば、蛍光灯のような照明光があたる場所では電源がなくても光を蓄え、発光します。暗所となっても1時間以上の視認効果があります。

施設管理者の声を伺いますと、火災時、地震時の地下空間からの避難誘導を促す措置（対策）として、蓄光標識を導入したいが、義務化されていないので、導入の根拠となる条例等の法整備の手続きや財政面で予算化することが難しいというのが現状です。施設管理者等において法整備にかかる時間、予算取得のエネルギーを費やすことが困難という状態が続くという事は、公共交通機関・施設の利用者の生活圏における災害時のリスクが潜在化しているということになります。義務化されていないという背景から、危機管理上のリスクマネジメントの課題として顕在化しています。

### （3）協賛型 蓄光避難誘導標識研究会について

現代社会で生活する上で災害への対応、減災対策の声が高まっている中、地下空間や公共施設の利用者の安全向上と避難誘導をサポートする蓄光標識を世に広めたいという考えから、『協賛による蓄光標識の導入の可能性』というテーマで、広島化成(株)が事務局となり、平成19年(2007年)7月に産学連携による協賛型蓄光避難誘導標識研究会（以下、研究会と称す）が発足しました。研究会には、(財)日本消防設備安全センター等の委員会で活動された学識経験者にご参加頂くことができました。

#### < 協賛型 蓄光避難誘導標識研究会 >

会 長	早稲田大学 理工学研究所 客員研究員	神 忠久氏
副会長	名城大学 理工学部 建設システム工学科 准教授	藤田晃弘氏
副会長	名古屋市立大学 大学院 芸術工学研究科 芸術工学部・都市環境デザイン学科 教授	志田弘二氏
	その他、民間企業 10社で構成	

研究会では、蓄光標識の導入に際し、企業の『CSR』の一環として協賛していただくことで『CSR型広告媒体』という概念の新しい媒体を目指しました。

条例制定や予算化が難しい地下駅舎や地下空間でも利用者の安全向上を図り、その地域で生活する人々の安全と安心に寄与できるように研究会の一つのテーマとして、蓄光標識の普及を促進する事業化の調査・研究も行いました。

『CSR型広告媒体』を実用化する上で、消防法施行規制(28条の三 5-三)『誘導標識の周囲には、誘導標識とまぎらわしい又は誘導標識をさえぎる広告物、掲示物等を設けないこと』という規制に抵触しないということが協賛式蓄光標識の普及、促進の糸口だと判断し、その解決を図ることになりました。

課題解決の方法として、協賛（CSRの一環）していただく企業ロゴが蓄光標識に併設されていても蓄光標識の誘導表示の方向を妨げないデザインの検証や併設する場合のレイアウトバランスの検討を行い、その研究成果を基に実証実験を実施しました。実験結果の分析、評価から、実証実験で検証された一定の条件を満たす協賛企業ロゴ（デザイン）が蓄光標識と併設されていても消防法規制の『まぎらわしい』という広告物の規制に抵触しないとの見解を平成 20 年（2008 年）3 月に総務省消防庁から得ることができました。

研究会は平成 19 年（2007 年）7 月～平成 20 年（2008 年）4 月の間に合計 7 回の研究会議と 2 回の実証実験を実施した活動実績を以って、平成 20 年（2008 年）4 月末に解散しました。

#### （４）㈱リソウズの設立



研究会を立ち上げる目的であった地下空間や公共施設への蓄光標識の普及を目指し、研究会の成果を社会に活かす為、総務省消防庁の見解を得た平成 20 年（2008 年）3 月から『CSR型広告媒体』の媒体事業化の具体的検討に着手しました。研究会の発起人であり、事務局として活動していた広島化成㈱が 100% 出資し、『CSR型広告媒体』の事業会社である㈱リソウズを平成 20 年（2008 年）5 月 12 日に設立しました。施設利用者の安全と安心、災害時の避難誘導に寄与できる『CSR型広告媒体＝しるべにすと』を日本国内をはじめ世界に発信、普及させていく新しい媒体事業を㈱リソウズが担います。

#### （５）『しるべにすと』の誕生



【日本国内ブランド】



【海外ブランド】

『協賛型CSR広告媒体』の一体を成す蓄光避難誘導標識パネルを『しるべにすと』と名づけました。『しるべにすと』とは、『導く人』という意味が込められています。

企業のCSR活動と広告（広報）活動の相乗効果を導く『しるべにすと』が誕生し、㈱リソウズの媒体事業の中核に位置付けています。企業の広告宣伝費の一部を社会還元を導く（活用される）新しい媒体が『しるべにすと』です。

また、避難誘導標識、非常口表示誘導灯に用いられている避難している人型デザイン（ピクトグラフ）は日本発でISO化されたデザインです。このピクトグラフのISO化に尽力されたのが、協賛型蓄光避難誘導標識研究会の会長を務めていただいた現早稲田大学 理工学研究所 客員研究員 神 忠久氏です。そのISO化されるまでの経緯を説明した論文資料も添付させていただきます。

『しるべにすと』もCSR型広告媒体 = ニューメディアとして、日本から世界に発信いくことをビジョンとして掲げ、海外ブランド（ロゴ）も制作しております。

## （５）特許等の知的財産権について

『しるべにすと』の媒体事業に係る『協賛式避難誘導案内標示板』として特許登録（１件）、実用新案登録（１件）、意匠登録（２件）を取得しております。CSR型広告媒体事業の海外展開も想定し国際出願も行っております。

協賛式避難誘導案内標示板（特許第 4156017 号）

協賛式避難誘導案内標示板（実用新案第 3140719 号）

避難誘導案内標示板（意匠登録第 1339364 号）

避難誘導案内標示板（意匠登録第 1339578 号）

しるべにすと（蓄光式避難誘導標識 / 商標登録第 518026 号）

シルベニスト / SHIRUBEnist（蓄光式避難誘導標識 / 商標登録第 5180235 号）

他 関連商標 2 件登録済

### 【特許内容の要約】

非常災害時の避難誘導案内を表示する誘導標識に対する平常時における設置の認識度を向上させると共に、多数の蓄光型の誘導標識の設置を促進する協賛式避難誘導案内表示板を提供する。

### 【解決手段】

建造物の壁面に設置される基板に避難誘導案内を表示する蓄光型の誘導標識板と、該誘導標識板に隣接して当該案内表示板の識別情報を表示した蓄光型の識別標識板と、当該識別標識板と所定の間隔において当該案内表示板の設置の協賛者の標章を標示した非蓄光型の協賛者標識板を取り付ける。各標識板は、前記基板に形成された凹所にはめ込むように取り付けられる。前記識別標識板には、携帯端末で読取り可能な識別子が設けられ、携帯端末は該識別子を介して案内表示板の管理サーバにより平常時は協賛者情報を、災害時は避難情報を取得できる。

## ( 6 ) NIGESAS ( ニゲサス ) Management System ( NIGESAS-M・S ) について

『しるべにすと』は協賛式消防設備として導入されるものです。(株)リソズがCSR型広告媒体『しるべにすと』を営業資産として償却しますので広告宣伝費が寄付行為になりません。その営業資産を取扱う上で『しるべにすと』1枚毎を(株)リソズが物件管理台帳で管理します。この物件管理台帳の基本ソフトを応用し、施設管理者にとって消防設備の点検記録やメンテナンス(ファシリティー)・マネジメントにご活用していただくソフトを開発しております。社会還元を目的としたCSR型広告媒体『しるべにすと』を導入された施設管理者には、このソフトの利用サービスも行う予定です。この運用ソフト・システムをNIGESAS(ニゲサス)を名づけました。

ニゲサス(NIGESAS) 商標登録番号 5143669 号 ( 第 9 類 蓄光式避難誘導標識 )

New Illuminant Guidance for  
Evacuation Sponsored Accumulating light Sign・System  
【新しい 発光する 誘導避難 協賛による 蓄光の サイン・システム】

